

2016. 10. 13 社会保険委員会

法定福利費率の変更についての報告

法定福利費（社会保険）率に変更になります。

詳しくは添付資料を参照願います。

質問等が有りましたら、社会保険委員会 久米委員長まで問い合わせください。

平成 28 年 8 月 2 日

法定福利費用について（平成 28 年度版）（案）

1. 法定福利費とは

(1) 法定福利費とは企業（事業主）が負担する法律で定められている福利厚生の保険料です。

分類	科目		事業主負担分	備考
社会保険料	健保	健康保険料	半額事業主負担	介護保険料は半額に加入率を反映した金額 <u>一次頁参照</u>
		介護保険料		
	厚生年金	厚生年金保険料	全額事業主負担	
		(子ども・子育て手当拠出金含む)		
労働保険料	労災保険料		→	元請一括加入
	雇用保険料		一定割合事業主負担	

(2) 今回、見積書に明示するのは事業主が負担する社会保険料（法定福利費）です。

施工作业員が負担する社会保険料は、労務費（賃金）に含まれています。

(3) 労務費に対する社会保険料の比率は以下の表によります。

保険料率は諸条件（地域・年月等）により異なります。

(モデル：東京)

保険区分	法定福利率 (事業主負担)	計算式 (法定福利率の根拠)
健康保険料	4.98%	健康保険料率 9.96÷2
介護保険料	0.42%	介護保険料率 1.58÷2×加入率 (次頁参照)
厚生年金保険料 (子ども・子育て手当含む)	9.114%	厚生年金保険料率 17.828÷2+子ども・子育て手当 0.2 ※厚生年金保険料率は H28/9 以降→18.182へ変更
雇用保険料	0.9%	28 年度雇用保険料率表より
計	15.414%	

(出典資料)

健康保険料・介護保険料

全国健康保険協会 協会けんぽ平成 28 年度都道府県単位保険料率

厚生年金 (子ども・子育て拠出金)

日本年金機構 保険料額表

雇用保険料

厚生労働省 平成 28 年度雇用保険料率表